⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

①　九州地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成26年７月１日において次の条件を満たすものとする。

①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成12年度以降に、元請けとして次に掲げるア）～エ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）但し、ア）～エ）は同一工事とする。

ア）道路橋（A活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

ウ）最大支間長が95m以上であること。

エ）架設工法がトラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）以外の工法であること。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈼」を準用するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「福岡208号　徳益高架橋上部工（Ｐ36－Ｐ39）工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成26年６月４日

東京税関総務部長　鵜田　晋幸

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　借入物品及び数量

通関事務総合データ通信システム（羽田税関支署等税関ＬＡＮ）更改　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成26年６月25日17時00分（郵便等の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒135―8615 東京都江東区青海２－７―11　東京港湾合同庁舎内東京税関総務部会計課用度係　竹林　英樹　電話03―3599―6236

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成26年６月４日から平成26年６月24日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　仕様書案の説明会

⑴　開催日時　平成26年６月13日10時30分

⑵　開催場所　東京税関７階入札室

５　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 14

⑵　Nature and quantity of the products to be leased : Renewal of Customs Integrated Data Communication System (Haneda Customs branch Local Area Network etc), 1 Set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 PM 25 JUN 2014

⑷　Contact Point for the notice : Hideki Takebayashi, Procurement Section, Accounting Division, Tokyo Customs, 2―7―11, Aomi Koto-ku 135―8615 Japan, TEL 03―3599―6236

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成26年６月４日

独立行政法人理化学研究所

和光事業所　経理部長　石川　　弥

◎調達機関番号　572　◎所在地番号　11

○26 第 25 号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　購入等物品及び数量　高性能傾斜磁場コイル仕様ヒト用３テスラＭＲＩ装置　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成26年６月25日17時20分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒351―0198 埼玉県和光市広沢２番１号　独立行政法人理化学研究所　和光事業所　経理部契約課　小池　鉄兵　電話048―467―9244

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成26年６月４日から平成26年６月25日まで。

⑵　交付方法　調達情報公開システムによりダウンロードすること。

４　仕様書案の説明会

⑴　開催日時　平成26年６月11日11時00分

⑵　開催場所　埼玉県和光市広沢２番１号　独立行政法人理化学研究所　研究本館３Ｆ会議室

５　関心表明の方法

⑴　関心表明書の提出期限　平成26年６月26日17時20分

⑵　提出先　上記２⑵に同じ。